

平成27年度 入札監視委員会議事概要

航空自衛隊北部航空方面隊

開催日及び場所	平成27年9月14日(月) 北海道防衛局4F会議室
委員	阿座上委員長(地域経済研究所理事長) 神谷委員(札幌医科大学客員教授) 菊地委員(北海商科大学教授) 木下委員(公認会計士) 津田委員(弁護士)

契約実施機関が締結する契約に関する審議

契約実施機関：航空自衛隊(北海道地区1機関)

審議対象期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
審議対象件数	5,315件

1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	6件	(審議概要) ・契約状況の説明 ・対象案件より抽出された6件の概要説明と委員会による審議
一般競争	4件	
指名競争	0件	
随意契約	2件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【審議案件】</p> <p>「一般競争」</p> <p>① 市販型車両外注整備一式 ② 市販型車両外注整備一式</p> <p>・なぜ、落札率100%になるのか。</p> <p>・落札結果を見ると毎回同じ入札参加業者となっているようだが、参加業者を増やすためメーカーにも入札参加の打診をしているのか。</p> <p>・価格(相場)は妥当なのか。</p>	<p>・予定価格は、業者から市場価格調査書を行って作成しているが、徴取業者がその価格で落札したためである。</p> <p>・競争性の確保のため、公告期間を通常の10日間から1ヶ月へ拡大、公告場所の拡大、新規業者へ入札参加の打診をしているものの、本入札に参加してくれる業者がいないのが現状であり、メーカーにも打診しているが、参加してくれない。</p> <p>・前年度、前々年度価格の確認、また、同様の契約をしている近隣部隊に照会する等して、価格の妥当性は確保出来ていると考えている。</p>

・新規業者が参入できない理由はあるのか。

・予定数量についてはどのようにして決めるのか。

・一般競争というのであれば、入札参加業者からの見積だけでなく、ディーラーから見積をとり比較するなどして、予定価格を算出するべきではないか。

・見積提出を辞退する業者は、今回参加している自動車整備協同組合に加入しているから見積が出せないのではないか。加盟業者状況や組合の形態など調べてみてはどうか。

「一般競争」

③ 政府専用機用整備服
(長袖) 2着以下75点

・予定価格の算出方法は。

・(株)武蔵富装でしか見積もれないのか。

「一般競争」

④ 空調機定期点検

・落札率が59.32%となった要因を教えてください。

・過去に入札に参加していた業者が今回参加しない理由は何か。

・対価の支払いが役務完了の翌月となるため、資金繰り等の経営問題や書類手続きが煩雑との理由で辞退する業者がいる。

・整備作業に応じ、日本自動車整備振興会連合会が発行している自動車整備標準作業点数表を元に算出している。

・ディーラー、他業者へも見積依頼をしたが辞退された。

・分かりました。今後は市価調査対象区域外価格を調査してみる等検討する。

・(株)武蔵富装からの見積価格を元に算出したものである。

・当該業者でしか扱えない生地、ボタン等があるため、1社となっている。今後は、指名随契審査会の審議を経て、随意契約に移行する予定である。

・契約締結後、契約業者に内訳書を提出してもらい分析を実施したが、物品の交換費について官側との積算に開きがあり、これが低落札率となった要因と考えている。官側の物品交換費は工事歩掛要覧、平成26年度建築保全業務労務単価等(以下、市場図書という)を参考として積算したが、業者側は、点検機器が自社の製品であることや、長年の経験があることから安価な入札金額に繋がったものと考えます。今後は、官側の物品交換費の積算については、市場図書による積算と市価調査を比較検討の上積算し、予定価格に反映する予定である。

・別の役務を受注しているため、対応不可能とのことであった。

	<p>「随意契約」 ⑤ ポリ塩化ビフェニール廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本契約は、北海道でポリ塩化ビフェニール廃棄物の処分許可証を所持している業者が1者のみとのことから随意契約としても良かったと思うが、随意契約扱いは難しいのか。 ・随意契約は、一般競争入札に無理して移行したケースも多々あるが、全般的に随意契約として扱えば問題ない考える。 <p>「随意契約」 ⑥ 蛍光灯200個以下15点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予決令99条3項とはどのような規定か。 ・予定価格と契約金額に開きがあるが、予定価格は妥当か。 ・3者見積となっているが、どのような基準で見積徴取者を選んだのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本当に競争性がないのかが確認出来ない難しい。 ・はい。今後検討する。 ・随意契約によることが出来る場合について定めた規定で、「予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき」随意契約出来ると定めている。 ・製品の価格についてカタログ価格がある場合はカタログ価格の採用、オープン価格となっている場合は市価調査を行って最低単価を採用して決定しているので妥当と考える。 ・6者に見積を依頼したが、対応できない業者もあり、結果的に3者となった。今回は過去の実績がある業者に見積依頼をしている。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし。</p>	